

社会福祉法人奥山老人ホーム役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥山老人ホームにおける役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。

- 2 報酬は日額料金として支給するひとができる。
- 3 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により実費支弁費を支給することができる。

- 2 旅費の実費が、実費支弁費の額を超える場合には、その実費分とする。
- 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事	18万円
監事	7万円
評議員	20万円
評議員選任・解任委員	1万円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、当日払いとし、現金をもって支給する。なお、旅費等の実費支弁費については、翌月10日に現金をもって支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

- 1 この規程は、令和 2年 2月 5日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、社会福祉法人奥山老人ホーム役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成12年規程第7号)は廃止する。

別表

(1) 報酬

名称	報酬額
(理事) 理事会等会議出席報酬	5,000円
(理事) 理事業務報酬 (日額)	10,000円
(監事) 理事会等会議出席報酬	5,000円
(監事) 監事監査等監事業務報酬 (日額)	10,000円
(評議員) 評議員会等会議出席報酬	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	2,000円

(2) 役員、評議員の実費弁償額表

鉄道賃	車賃	日当	宿泊料
普通旅客運賃 (特別の場合と認められた時は特急料金)	1 km 20円 (バス路線は実費支給)	円 10,000	円 12,000 (上記金額は基準額とし、事情により実費支給することができる)